

白岡市自治基本条例「自治のあり方」の検証について

1 検証の視点

白岡市自治基本条例第20条に基づき、当審議会において、次の2つの視点から検証作業を行う。

- (1) 市民主体の自治が推進されているか
 - ア 自治基本条例に基づいた運用がなされているか
 - イ 自治基本条例が市民のために活かされているか
 - ウ 自治基本条例の規定が市民に浸透しているか
- (2) 時代や社会情勢の変化に即したものとなっているか
 - ア 社会状況等に合っているか
 - イ 条文自体について、文言を改正する必要があるか

【自治基本条例 条文抜粋】

(検証)

第20条 市長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例に規定する自治のあり方を、市民の参画する組織を設置し、検証しなければならない。

2 検証の進め方

検証の視点(1)、(2)それぞれの視点から総合的に検証するため、取組状況確認シート(資料4)を使用し、期間中の取組状況を検証する。

また、検証した取組状況確認シートを基に結果を取りまとめる。

3 【白岡市自治基本条例「自治のあり方」の検証に関する取組指針】について

「自治のあり方」の検証の対象となる取組を取りまとめ、検証に向けて進捗管理するとともに対象期間の実績を評価し、検証の基礎資料を作成するために策定したものである。